

給特法改正に伴う「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン（第2期）」改訂版の概要

- 令和7年6月の給特法※1改正に伴い、各教育委員会において「業務量管理・健康確保措置実施計画」※2の策定・公表及び取組みの実施状況報告等が義務付けられた。
- 「業務量管理・健康確保措置実施計画」は、給特法改正により令和7年9月に全部改正された国指針※3の内容に即して策定する必要がある。
- 業務量管理・健康確保措置に関する事項を記載した既存の計画等がある場合は、国指針に即した内容に改訂し、当該計画を活用することが可能とされている。
- 本県においては、令和6年11月に県プランを策定していることから、当該プランを国指針に即した内容に改訂する。

県プラン改定後

計画の名称

熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン(第2期)
(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画)

対象者

教職員 (評価指標のうち時間外在校等時間については、教育職員※4のみの目標値を追加設定)

計画の期間

令和6年度～令和9年度

学校の働き方改革に関する目標

基本目標	(1)教職員のウェルビーイングの向上		(2)更なる時間外在校等時間の縮減	
	評価指標	R5現状値	➡ R9目標値	➡ R11目標値※5
	授業準備について教師をサポートする支援スタッフの参画を図っている教育委員会の割合	(県・市町村) 80.0%	➡ 100%	
	支援が必要な児童生徒等への対応で、専門的な人材等の参画を図っている教育委員会の割合	(県・市町村) 95.5%	➡ 100%	
	次世代型校務支援システム導入又は導入を予定(導入時期設定)している教育委員会の割合	(県) R9導入予定 (市町村) 0%	➡ 導入 ➡ 100%	
	全ての運動部活動で複数顧問体制が確保できている学校の割合	(県立) 61.5% (市町村立) 65.8%	➡ 100%	
	休日の部活動の段階的な地域移行に取り組んでいる市町村の割合	(市町村) 52.3%	➡ 100%	
	教職員1人当たり年次有給休暇平均取得日数	(県立) 14.3日 (市町村立) 14.4日	➡ 15日/年	
	時間外在校等時間が月45時間以内となる教職員の割合	(県立) 76.7% (市町村立) 70.0%	➡ 90.0% ➡ 85.0%	➡ 100% ➡ 100%
	時間外在校等時間が月45時間以内となる教育職員の割合	(県立) — (市町村立) —	➡ 90.0% ➡ 85.0%	➡ 100% ➡ 100%

目標達成に向けた取組み

【方針1】人材の確保・活用

- ・教職員の確保
- ・支援人材・専門人材の確保・拡充

【方針2】業務の削減・効率化

- ・学校又は教師の業務の3分類に基づく業務見直し等の推進
- ・校務DX(校務支援システム見直し、生成AI活用)
- ・部活動改革、授業時数点検・見直し、文書削減 等

【方針3】教職員の意識改革

- ・民間による業務分析・課題解決
- ・年休・男性育休促進 等

【方針4】勤務時間の適正管理等

- ・勤務管理徹底、時差出勤導入
- ・勤務インターバル制度導入検討
- ・持ち帰り業務防止の徹底・休憩時間の適正な付与 等

【方針5】保護者等の理解促進

- ・保護者等からの過剰な苦情・不当要求対応支援
- ・外部団体等への効率化協力依頼
- ・登下校時の通学路における見守り活動の協力依頼 等

【方針6】教職員の健康サポート

- ・メンタルヘルス相談
- ・労安衛法の周知 等

※1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

※2 教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画

※3 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

※4 教職員から、事務職員、技師、学校栄養職員を除いた職員

※5 時間外在校等時間のみ令和11年度の目標値を設定